

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

交通局		監査結果 (指摘事項)		改善措置	
8 経理事務 (5) 所管換もれ 公有財産を所属の異なる会計間で所管換等をし、または所属の異なる会計に使用させることがあり、その場合は原則として有償で整理される(仙台市公有財産規則第18条本文)。公営企業に公有財産を移管または使用させる場合も、これに準じるものとされている(同規則第19条)。 一方、地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は、管理者が行うものとされており(地方公営企業法第33条第1項)、公営企業の財産を他の会計に移管または使用させる場合も、管理者の権限において同様に行われるものである。 【現状の問題点(指摘)】 公有財産の用途と会計上の所属が一致していない物件が検出された。				市道を管理する仙台市道路管理者(建設局長)と度重なる協議を行ったところであるが、市道認定を受けている土地については、管理権限がない交通局が保有していることは望ましいことではないと判断し、公共用に供した土地と整理して無償での所管換を行った。	
				【改善措置の経過】 ※平成24年2月21日 公有財産所管換協議書を提出した。 ※平成24年3月28日 公有財産所管換同意書が送付された。 ※平成24年3月29日 公有財産移管書を提出した。 ※平成24年3月29日 公有財産受領書が送付され、保管換が完了した。	
会計	物件名	面積 (㎡)	価格 (千円)	用途等	
自動車 運送事 業会計	南光台保安 隅切用地	6	3,366	市道 として認 定されて いる。 (道路 用地)	
	木町通用地	1,573	442		
高速鉄 道事業 会計	旭丘堤二丁 目(15-6、 15-11、 15-12)	1,305	57,485		
<p>当該土地は市道認定を受けた道路用地になっているが、公営企業会計(自動車運送事業、高速鉄道事業)に所属している。市道認定された道路は道路法に基づき道路管理者が管理するものであるから、公営企業の管理者の管理権限が及ばない土地が公営企業会計に所属していることの適否が問題となる。</p> <p>この点につき、管理者の管理権限が及ばない当該土地をあえて公営企業会計に所属したままとする根拠が不明確である。本来、当該土地は市道認定の際に有償移管の手続を行うのが合理的であった。</p> <p>【解決の方向性】 公有財産の所管換を適時に実施する。</p>					